

29 建企第 134 号
平成29年5月30日

関係各位

長崎県土木部

設計変更ガイドラインの改定について

標記について、平成28年3月30日付け27建企第652号で通知した「設計変更ガイドライン」について、工事打合せ簿取扱い要領の改定に伴い、該当部分を追記しましたので、お知らせします。

各ガイドラインについて、ご質問等ございましたら、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
土木部 建設企画課 技術基準班
TEL：095-894-3025 (ダイヤル)

設計変更ガイドライン 改定箇所一覧表 (H29. 6. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
28		<p>■概算金額の明示 変更契約に先立ち、変更指示を行う場合において、請負代金額の変更が生じる場合は、発注者は増減額の概算金額を明示しなければならない。</p> <p>■書面への概算金額の記載方法と考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概算金額の通知は工事打合せ簿で行う。 2. 概算金額は、積算システムによる試算のほか、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載できる。 3. 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。 4. 発注者が指示する場合において、受注者は概算金額の算定に必要な資料の作成に協力するものとする。 5. 受注者が設計変更を協議する場合は、工事内訳書（見積書）及び概算金額の算定に必要な図面・数量計算・見積書等を添付し協議しなければならない。 6. 発注者は必要な書類の提出があるまで概算金額を明示しない。 7. 緊急的に指示を行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知」とすることができるが、可能な限り速やかに明示すること。 	追記